県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、令和4年3月29日付け、教政教第684号「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について」等に基づき対応いただいているところですが、5月中旬以降、県内の確保病床使用率が減少傾向にあるなど、本県における新型コロナウイルス感染症に係る状況が改善傾向にあること等を踏まえ、令和4年6月6日から、学級閉鎖等の取扱いを一部変更するので、次のとおり適切に対応願います。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等

- (1) 毎朝の健康観察の実施
 - ・児童生徒等及び同居の家族に風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱等が なくても、登校させないこと。
 - ・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握すること。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教職員が検温及び健康観察等を行うこと。また、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いすること。
 - ・登校時の検温結果の確認及び健康状態(同居の家族の健康状態を含む。)の把握を、 校舎に入る前に行うこと。
 - ・登校時に風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱等がなくても、当該児 童生徒等を安全に帰宅させ、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診した上で、 通学、外出等を止めさせること。
- (2) マスクの着用
 - ・マスクの着用については、令和4年5月25日付け、保健第65号「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」の内容に留意すること。
- (3) 教室等の換気
 - ・換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにすること。
 - ・常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にすること。
 - ・休憩時間等(エアコンの使用時を含む。)は、その都度全ての窓を全開にすること。
- (4) 手洗いの実施
 - 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時や

トイレの後、食事の前後などに、流水と石けんで丁寧に手洗いをするよう指導する こと。また、手洗いに必要な物品等の配備についても、十分注意を払うこと。

(5)消毒の実施

・教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、大勢がよく手を触れる箇所 (ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に1回消毒液又は家庭用洗剤を用い て拭き掃除を行うこと。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、 これらの作業を省略することも可能である。

2 授業形態

- ・児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように、座席を 配置すること。確保が難しい場合には、頻繁な換気などを組み合わせることなどによ り、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施すること。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、慎重に検討すること。
- ・水泳指導については、児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、実施の判断を行うこと。実施する場合には、密集・密接の場面を避ける等の感染症対策を徹底すること。
- ・感染者が確認された場合、国のガイドラインの「臨時休業の範囲や条件の例」を参考 に、学級や学年、部活動、友人関係等、<u>必要な範囲を直ちに閉鎖や出席停止を行う</u>こ と。
 - ※別添「新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖等の考え方について」を参考に 対応すること。
- ・学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体での臨時休業を行った場合に、速やかにオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒等が登校できない状況になった場合に授業配信等を行うことで、学びの継続に取り組むこと。

3 学校行事等

- ・学校行事は、児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に 応じて、実施の判断を行うこと。
- ・実施する場合には、多くの人数が一堂に会する状況を極力避ける等の感染症対策を徹 底すること。
- ・保護者等を招いて行う行事、外部から講師を招いて行う活動、他校との交流等は、インターネットを介しての実施も検討すること。

4 部活動

・部活動の実施に当たっては、令和4年3月29日付け、保学第113号「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」の内容に留意すること。

5 給食等

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員に食事の前後の手洗いを徹底させること。弁当に よる昼食についても同様とすること。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控え

るなどの点に注意するよう指導すること。

- ・弁当などを食べる際は、向かい合って食事をしない、身体的距離をできるだけ確保する、食事中の会話は控える、歓談は食事後に必ずマスクを着用して行うなど、感染予防を徹底するよう指導すること。
- ・登下校時にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食することがないよう指導 すること。

6 寄宿舎

- ・ 寄宿舎内での感染拡大は起こりうるものと想定し、平時から健康管理や感染症対策、 感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意し ておくこと。
- ・学校の教育活動と連動して開舎及び閉舎を行うこと。
- ・一室の人数を通常の定員より少なくしたり、入浴時間や食事時間をずらす等、感染防止対策を改めて徹底すること。
- ・ 寄宿舎を利用する児童生徒等においては、手洗い、マスクの着用等の基本的な感染症 対策等を徹底するよう指導すること。

7 登校に不安のある児童生徒・保護者への対応

・児童生徒等の出欠の取扱いは、令和4年4月4日付け教保健第1号「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」のとおり、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

8 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の把握と対応

- (1) 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の情報共有と支援体制の確認
 - ・現時点で配慮が必要な児童生徒等の情報共有を組織的に行うこと。
 - ・面談やアンケートの実施方法について検討するなど、今後の児童生徒等の状況把握や 支援の在り方について、教職員で共通理解を図ること。
- (2) 不安や悩みを抱えている児童生徒等の把握と早期対応
 - ・担任や養護教諭等による健康観察や授業中の観察、STOPit(ストップイット)によって寄せられる情報などにより、児童生徒等の状況を的確に把握するよう努めること。
 - ・必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラー等の支援を行うなど、心の健康のケアに取り組むこと。
 - ・休み始めの3日目までの対応(家庭連絡・家庭訪問)を徹底し、家庭と連携を図りながら組織的に早期対応に当たり、こうした児童生徒等に対しても、状況によっては、ICTも活用した対応を行うこと。
- (3) いじめにつながるような言動への適切な対応
 - ・不安やストレス、新型コロナウイルスへの不十分な知識・理解や思い込み等によるいじめが起きないよう、未然防止に努めるとともに、いじめの予兆となる言動や児童生徒等が発する小さなサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

【本件問い合わせ先】

教育政策課 電話 (086) 226-7571 (全般的事項に関すること)

高校教育課 電話 (086) 226-7585 (高等学校に関すること)

高校教育課高校魅力化推進室 電話 (086) 226-7578 (寄宿舎の運営に関すること)

電話 (086) 226-7584 (中学校に関すること)

高校教育課教育情報化推進室 電話 (086) 226-7826 (ICT 活用に関すること)

特別支援教育課 電話 (086) 226-7912 (特別支援学校に関すること)

保健体育課

義務教育課

健康・安全教育班電話 (086) 226-7591 (健康管理に関すること)学校体育班電話 (086) 226-7592 (運動部活動に関すること)生涯学習課電話 (086) 226-7596 (文化部活動に関すること)

人権教育·生徒指導課

人権教育班電話(086) 226-7612 (人権教育に関すること)生徒指導班電話(086) 226-7589 (生徒指導に関すること)

新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖等の考え方について

学級閉鎖・出席停止等の範囲や条件

(1)学級閉鎖等について

【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン (文部科学省:令和4年3月17日更新)】

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考え られる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休 業を検討してください。

「臨時休業の範囲や条件の例」

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③その他、設置者で必要と判断した場合

感染者等の状況				
感染者	周囲の状況	学校 の対応	期間	備考
	未診断の 風邪等症状			
1名	なし			感染者の感染可能期間(発症2日前~)に、接触があった 最終の日を0日とし、その翌日から4日間のうちに未診断 の風邪症状者が新たに複数確認された場合は学級閉鎖
1名	複数	学級	感染者の感染可能期 間(発症2日前~)	
同一学級等 で複数			に、接触があった最終の日を0日とし、	型
その他、設置者で必要と 判断した場合			その翌日から4日間とする。	

(2) 出席停止について

- ア 令和4年4月4日付教保健第1号の通知(別紙1)のとおりとする。
- イ 濃厚接触者に準ずる児童生徒等に係る出席停止については、令和4年5月25日 付教保健64号の通知(別紙2)のとおりとする。

2 留意点

- ○学級閉鎖等を行う場合の期間の考え方は、従前どおりとする。 ※感染可能期間(発症2日前~)に陽性者と最終接触した翌日から4日間。
- ○教職員の感染が確認された場合は、状況によって判断する。
- ○感染可能期間(発症2日前~)中の接触がないことが明らかな場合は、原則、報告書 のメール送付のみとし、電話連絡は不要とする。
- ○報告書を新様式に改め、学級閉鎖等の対応は報告書をもとに設置者と相談する。

教保健第1号令和4年4月4日

県 立 学 校 長 殿

岡山県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」(令和3年3月9日付け、教保健第343号)により通知しているところです。

このたび、「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」(令和4年3月29日付け教保健第299号)に基づき、新たに出席停止措置の目安等を追加し、上記の通知を改めました。下線部分は変更点となりますので、今後は、各学校で適切に対応願います。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする 目安
 - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 児童生徒等に<u>発熱や咳等</u>の症状がみられる場合 <u>※コロナワクチン接種に伴う副反応であるかに関わらず発熱等の症状が見られる</u> ときには、これに該当する。
 - (4)児童生徒等の同居の家族に<u>未診断の発熱等の症状</u>がみられる場合(「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用)
 - (5) <u>学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触)があった</u> 者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共 にした場合

※出席停止とする期間

- (1) については、保健所が指示する日まで
- (2) については、<u>濃厚接触者として待機を求められている期間</u> ※オミクロン株の場合は、陽性者との最終接触日から7日間
- (3) 及び(4) については、症状がみられなくなるまで、<u>若しくは医療機関を</u> 受診して新型コロナ感染症の疑いがなくなるまで
- (5)については、濃厚接触者の取扱いに準ずる。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医 や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合
 - (3)ワクチン接種に伴う副反応で、発熱等の風邪症状以外の腕の痛み等の症状があり、 主治医や学校医と相談し、登校を控えるべきと判断された場合

3 その他

(1) 出席停止報告書(学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条) 出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに県保体育課へ提出すること。

※新型コロナウイルス感染症に関する出席停止については、上記1の場合を報告 対象とする。上記2に該当する場合は、報告書は不要。

【本件問合せ先】

上記1、2(1)、3について 県教育庁保健体育課 電話(086)226-7591

上記2(2)(3)について

・[中学校] 県教育庁義務教育課 電話(086)226-7584
・[高等学校] 県教育庁高校教育課 電話(086)226-7585
・「特別支援学校] 県教育庁特別支援教育課 電話(086)226-7912

教保健第64号令和4年5月25日

県 立 学 校 長 殿

岡山県教育委員会教育長

学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に 係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について

このことについて、これまで、岡山県管轄の保健所(岡山市及び倉敷市保健所を除く。)においては、保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者の特定が行われていましたが、事業所等については、厚生労働省の事務連絡(令和4年3月16日(令和4年3月22日一部改正))により、陽性者が所属する団体等で対応することとされております。

本県の学校の対応についても、本通知をもって、事業所等と同様の扱いとしますので、次のことに留意いただき適切に御対応ください。

記

- 1 濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定等について
 - (1) 今後、保健所による濃厚接触者の特定は、原則、同居の家族のみとされることから、学校は、陽性となった児童生徒等(以下、「陽性者」という。)から行動歴を聞き取り、次の範囲(※)で濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定を行う。
 - ※ 陽性者の感染可能期間(発症2日前から)に接触した児童生徒等のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等 (例)
 - ・昼食、更衣、運動の際にマスクを着用せず、目安として1メートルの距離で約1 5分以上の接触があった場合
 - ・寮や寄宿舎等において同室の場合
 - ・長時間の接触(1時間程度、車内同乗等)があった場合
 - (2) 特定された児童生徒等の自宅待機期間は7日間(出席停止の扱い)とし、期間短縮の措置はしない。
- 2 学校の臨時休業等について

臨時休業等の期間については、陽性者の感染可能期間(発症2日前から)に、接触があった最終の日を0日とし、その翌日から4日間とする。

- 3 その他
 - (1) 臨時休業等の対応について、学校から保健所に問い合せることは控えること。
 - (2) 保健所によっては、これまでと同様、積極的疫学調査を行う場合もあるが、原則、臨時休業等の期間については、上記2の対応をとることとする。
 - (3) 教職員についても、事業所等と同様の取り扱いとする。(別添 厚生労働省事務 連絡参照)

【本件問合せ先】

・児童生徒について 岡山県教育庁保健体育課

健康·安全教育班

TEL: 086-226-7591

教職員について

岡山県教育庁福利課

健康管理班

TEL: 086-226-7604